三重県立図書館開館 30 周年記念事業開催業務 企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務を行う目的

当該業務は、当館が三重県総合文化センターに移転・開館して 30 周年目の記念の年を迎えることから、図書館前の「知識の広場」等でマルシェを開催することにより、普段は図書館を利用しない方にも気軽に来館してもらい、新たな利用者の獲得と利用者増を目指すとともに、読書活動促進の地域イベントとして、読書文化の振興につなげることを目的に委託するものです。

2 企画提案コンペを行う目的

当該企画提案コンペは、三重県立図書館開館 30 周年記念事業開催業務を委託すべき業者を選定するために実施するものです。

- 3 委託業務の内容(詳細は別添業務仕様書のとおり)
- (1)委託業務名

三重県立図書館開館 30 周年記念事業開催業務

(2) 開催日時

令和6年11月10日(日)10時から16時まで

(3) 開催場所

三重県総合文化センター 知識の広場等

(4)契約期間

契約締結の日から令和6年12月27日(金)まで

(5)契約上限額

1,547,805円(消費税及び地方消費税を含む。)

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

なお、共同事業体等複数者から成る組織による参加も可能とします。ただし、当該共同 事業体の各構成員が下記条件をすべて満たすこと。共同事業体等により参加する場合 は、代表となる主体を定めること。同時に複数の共同事業体の構成員になることはできず、 また、共同事業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことはできません。

- (I) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権 を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32 条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県から入札参加資格(指名) 停止を受けている期間中でない者であること。

- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中 でないこと又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。
- (5) 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 企画提案者の参加意思表示

企画提案に参加を希望する者は、次のとおり申し込みを行ってください。

(I)提出書類 各I部

ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書(第1号様式)

イ 共同事業体協定書兼委任状(第2号様式)

※ 共同体等、複数社から成る組織による参加の場合

- ウ「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、「代表者事項証明書」のど れかひとつの写し
- (2)提出期限

令和 6 年6月13日(木)17時

(3)提出方法

16の問い合わせ先に、持参、郵送又は電子メールにより提出してください。 ※郵送又は電子メールの場合は必ず到着を確認してください。

- 6 企画提案コンペに関する質問の提出及び回答
- (1)質問の提出期限

令和6年6月11日(火)12時

(2)質問の提出方法

16の問い合わせ先へ、別添質問申請書を持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出してください。

なお、質問申請書をファクシミリ、電子メールで提出した際は、電話にて受理の確認を 行ってください。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年6月12日(水)17時までに三重県ウェブサイトに掲載します。

- 7 企画提案参加者の資格審査及び結果通知
- (1)企画提案参加者の資格審査

提出された「企画提案コンペ参加資格確認申請書(第1号様式)」等により、資格審査を行います。

(2)資格審査の結果通知

資格審査の結果は、すべての参加意思表示者に対して通知します。

8 企画提案書等の提出

(1)企画提案書等の提出者

企画提案書等は、上記7(2)の資格審査の結果通知において企画提案書等の提出 を認められた者のみ提出することができます。

(2)提出資料 各9部

ア 企画提案書の概要書

A4版・I 頁・文字サイズ I O ポイント以上

※ 企画提案書及び費用内訳書の記載内容の要点をまとめたもの。

イ 企画提案書

原則A4版・両面長辺綴じ印刷・文字サイズ 10 ポイント以上 表紙を含め 20 ページ以内

ウ 見積書

- ・課税業者であるか非課税業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。
- ・費用の内訳を可能な限り記載すること。
- ・ 社名及び代表名を記載すること。なお、発行責任者、担当者の氏名、連絡先の記載 がある場合、代表者印は不要です。
- エ 企画提案者の活動概要がわかる資料
 - ・ 組織概要や体制等がわかる書類(自社パンフレット等でも可)
 - ・ 過去5年間の類似業務の事例概要(主なもの)

(3)提出期限

令和6年6月25日(火)12時

(4)提出方法

16の問い合わせ先に、持参又は郵送により提出してください。

なお、郵送する場合は一般書留郵便で、(3)提出期限までに到着するよう配達日時の指定を行い、企画提案書等が(3)提出期限までに確実に届くかどうかを送付前に郵便局で確認してください。また、発送した後に、電話にて16の問い合わせ先に発送した旨の連絡をしてください。

9 最優秀提案者の選定

(1)企画提案書等の審査

この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料等については、別に設置する「三重県立図書館開館 30 周年記念事業開催業務企画提案コンペ選定委員会」(以下「選定委員会」といいます。)において審査のうえ、最優秀提案者を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結します(契約は、見積書の提出により行います)。

なお、選定において、最低制限基準点(合計満点比 60%)未満の提案は失格とします。また、この基準は一者提案となった場合も同様とします。

(2) 審査基準

以下の項目により、審査します。

なお、「イ 企画性」の項目については、配点を2倍とします。

ア 合目的性

・事業の目的や趣旨をふまえた提案内容となっているか。

イ 企画性(比重配点×2)

・単なる食品等の販売コーナーを設けるだけでなく、図書館に親しみや関心をもつ契機となるようなイベントを実施する等、来場者に対する図書館の魅力のPR及び来場者数増に寄与する内容であるか。

ウ 計画性

・上記アおよびイの展開を実施するにあたって、実施可能なスケジュールとなっているか。

エ 事業効果の検証

・PDCAサイクルを取り入れた事業効果検証の仕組みとなっているか。

才 実施体制

- ・当館との連絡体制は十分か。
- ・社内体制及び業務に関係する社外組織との連携体制は十分か。
- ・上記ア~ウを実施するにあたって、十分な人員配置となっているか。
- ・共同体での提案の場合、共同体を組む理由は明確か。また、それぞれの役割分担は 明確になっているか。
- ・法令遵守・情報管理に必要な体制は十分か。

(3) プレゼンテーションの実施

選定委員会の審査にあたっては、以下のとおりプレゼンテーションを実施します。

ア 実施日(予定)

令和6年7月2日(火)午前

イ 時間

改めて別途通知します。

ウ 実施方法(予定)

対面

工 説明者

3人までとします。

オ その他

- ・プレゼンテーションは、事前にご提出いただく企画提案書等のみを使用し、説明をお願いします
- ・提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書類審査を行い、優秀提案者を5者選 定した上で、当該優秀提案者によるプレゼンテーションを実施するものとします。
- ※提案者が多数の場合における事前の書類審査の結果(優秀提案者に選定か非選定かの結果)については、令和6年6月27日(木)までに通知します。

(4)審查結果

最優秀提案者が決定した後に、各提案者に対して速やかに通知します。

10 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (I)消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないこと用) (有料)」(所管税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの)の写し(提示可)
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したもの(無料))の写し(提示可)
- (3)過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した 実績の有無を示す証明書及びその裏付けとなる書類(契約書の写し、契約の相手方が 発行した契約履行実績証明書その他業務内容がわかる資料)
- ※当館が指示した日までに提出してください。

11 契約方法に関する事項

- (1)契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。
- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

なお、三重県会計規則(平成 18 年三重県規則第 69 号。(以下「規則」という。)規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

(3)契約書は2通作成し、双方各 I 通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額の I 00 分の I 10 に相当する金額とし、契約金額の表示は消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。

12 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

13 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期 契約条項の定めるところによります。

14 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限ります。

15 その他

- (1)契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、当館の承諾を得たうえで 業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。
- (2) 企画提案に要する費用は提案者の負担とします。
- (3) 成果物の著作権は当館に帰属するものとします。
- (4) 提出された全ての書類は返却しません。
- (5)提出された全ての書類は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。
- (6)選考経過は公表しません。
- (7) 審査結果についての異議申立は受け付けません。
- 16 問い合わせ先

〒514-0061 三重県津市一身田上津部田1234番地

三重県総合文化センター内生涯学習棟2階

三重県立図書館 事務室

担当者:企画総務課 加藤、中野

TEL:059-233-1181 FAX:059-233-1191

E-MAIL:mie-lib@library.pref.mie.jp